

【 注射 】**６８１ 注射用シベレスタットナトリウム（人工呼吸管理のない患者）の算定について****《令和７年９月３０日》****○ 取扱い**

人工呼吸管理のない患者に対する注射用シベレスタットナトリウム（注射用エラスポール 100 等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

注射用シベレスタットナトリウム（注射用エラスポール 100）については、添付文書の効能又は効果に関連する注意において、「急性肺障害に関しては、以下の全項目を満たすものとする。」と示され、この項目の一つに「肺機能低下(機械的人工呼吸管理下で $\text{PaO}_2/\text{FI}\text{O}_2$ が 300mmHg 以下)が認められる。」と示されている。

したがって、当該薬剤の使用にあたっては、機械的人工呼吸器に準ずる呼吸管理が行われている必要がある。

以上のことから、人工呼吸管理のない患者に対する注射用シベレスタットナトリウム（注射用エラスポール 100 等）の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、機械的人工呼吸等管理に準ずる方法（ハイフローセラピー等）に対する使用については、個々の症例において医学的必要性を十分に考慮の上判断する。